

# バドミントン実施要項

1. 日 時 11月10日(日) 9:00～

2. 会 場 足立区江北地域体育館

3. 主 管 東京都バドミントン協会

## 4. チーム編成

監督1名。男女共各4名以内で編成する。なお、各都道府県選手団より2チームまで参加することを認める。

## 5. 参加資格

(1) 本大会の参加資格は、下記の通りとする。但し各都道府県選手団役員(団長、副団長、総監督・総務)、監督はこの限りではない。

①1979(昭和54)年4月2日から2004(平成16)年4月1日までに出生した者。

②原則、2019(令和元)年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。

③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。

④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。

(2) 日本青年団協議会正会員または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。

(3) 参加者は医師の健康診断を受け、健康であることが証明された者とする。

(4) 平成26年度以降、次にかかげる大会(リーグ)に出場した選手の出場は認めない。

(ア) 国際競技会(選考を要するもの)

(イ) 全日本総合選手権大会

(ウ) S/Jリーグ

(エ) 全日本社会人選手権大会

(オ) 国民体育大会バドミントン競技

(5) 国内外で職業競技者(演技者・技術者)としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。

(6) 全日本学生バドミントン連盟に加盟する者は本大会に参加できない。

(7) 無資格の選手が参加していることが発見されたときは、当該チーム全体を失格とする。

## 6. オーバーエイジ枠

参加資格に、オーバーエイジ枠(以下、OA(1979(昭和54)年4月1日より前に出生した者の参加を一部認める))を設ける。OAが参加する場合は登録選手のうち男女各1名以内とする。

## 7. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。ただし、以下の場合はその限りではない。

(1) 本人が病気、けがで入院するなど参加不可能の場合、医師の診断書を、10月18日(金)必着で大会本部に提出すれば参加登録は抹消する。なお、病気、けがなどの理由で参加登録抹消者が発生し、チーム全員の参加が不可能となった場合は、チーム全員の参加登録を取り消す。

(2) 団体競技種目で参加登録抹消者(理由に関わらず)が発生した場合、参加者の入れ替えを認める。また、入れ替え登録は10月18日(金)必着で大会本部へ所定の様式にて郵送で申請し、なおかつ種目別監督会議での報告を義務とする。入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入替登録を認めない。なお、入れ替え登録した参加者の大会参加費及び大会運営費、保険料は発生しないものとする。

## 8. 競技方法

(1) 公益財団法人日本バドミントン協会現行競技規則、大会運営規程および公認審判員規程によって行う。

(2) 団体対抗戦で、3チーム以内の予選リーグを行い、その勝者により決勝トーナメントを行う。3位以下の決定戦は行わない。

- (3) 1対抗は、女子複、男子複、混合複の順序で行う。予選リーグは全試合を行い、決勝トーナメントは2点先取とする。なお、混合複は選手の重複出場もできる。
- (4) 出場チーム数によっては上記試合方法によらず、新たな試合方法を用いることもあり得る。この場合は、試合方法は10月半ばを目処に日本青年団協議会正会員または各都道府県の大会窓口連絡した上で、プログラムに記載するとともに監督会議でも発表する。
- (5) シャトルは、令和元年度検定合格水鳥シャトルを使用する。
- (6) 服装については、白を原則とし、色物を着用する場合は、公益財団法人日本バドミントン協会の審査合格品とすること。  
(公益財団法人日本バドミントン協会大会運営規程第22条)  
プレーヤーは、相手または観客に不快な感じを与えないように、競技中、運動用ウェア、シューズを着用する。着衣の色またはその組合せはどのようなものでもよいが、色付き着衣を使用する場合は競技の品位を保つために本会の審査合格品とする。  
(注) 審査合格品かどうかについては、購入時もしくは販売店で確認するとよい。
- (7) ベンチ入り認められるのは、競技者及び監督のみとする。

## 9. 表彰

- (1) ベスト4まで表彰し、賞状を授与する。
- (2) メダルは1位チームに金メダル、2位チームに銀メダル、3位チームに銅メダルを全員に授与する。
- (3) 1位チームには優勝旗とカップ、2位及び3位チームには、楯を授与する。

## 10. 東日本大震災に伴う参加資格の特例について

震災による被害状況及び影響等を考慮し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域県（以下、「特例対象県」）とし、前記参加資格を満たした上で、当該被災地域県からの避難等により、2011（平成23）年3月11日以降移動せざるを得なかった場合、避難前に在住していた県から参加することができる。ただしこの場合、2011（平成23）年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住していた者であることを当該県選手団長が証明する書類を提出することを条件とする。なお、書式については別途指定する。

## 11. その他

- (1) 基準要項、体育の部要項に定めるところによる。
- (2) 予選リーグ終了後、敗者による交流試合を行うことがある。
- (3) 参加者は、大会本部が指定した旅行業者を通じて航空券や乗車券及び宿舎を申し込む。ただし、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県は関東近郊のためこの限りではない。また、沖縄県は指定旅行業者を通じ航空券と宿舎を併せて手配することができないため、宿舎のみ指定旅行業者により手配する。
- (4) 監督が2チーム以上を兼務する場合でも支払うチーム参加費に変更は無い。
- (5) 記載のない内容については主催者で判断する。



# スポーツ振興基金助成事業

独立行政法人日本スポーツ振興センター